

事務連絡
令和2年3月19日

関係都道府県、政令指定都市
水産関係公共土木施設災害復旧事業担当課長 殿

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長

公共土木施設災害復旧事業とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行に係る取扱いについて

公共土木施設災害復旧事業における合併施行を行う場合の設計変更手続の迅速化については、「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和元年12月23日閣議決定）において、「災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業（2条2項）とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定（7条）に係る事前協議の段階において、その後の災害復旧事業費の決定の基礎となった設計の変更に係る協議（施行令7条1項）の円滑化に資するよう、地方公共団体が合併施行を予定している旨を報告し、その内容を含めて事前協議を行うことができることを、地方公共団体に令和元年度中に通知する。」とされました。

この対応方針を受け、災害で被災した施設を原形に復旧する災害復旧事業（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年3月31日法律第97号。以下「法」という。）第2条第2項）とその施設の効用を増大させる他の事業を併せて行う合併施行については、災害復旧事業費の決定後、法施行令第7条第1項に基づく、設計の変更に係る協議が必要となりますが、災害査定前に事前協議を行う必要があると認められる場合は、設計の変更に係る協議の円滑化に資するよう、合併施行を予定している旨を報告いただき、その内容を含めて事前協議を行うことができることを連絡します。

なお、貴管下関係市町村（政令指定都市を除く。）への周知については、貴職より願います。